

アパマンオーナーのための『不動産税務通信』R6.3月号



私(課税事業者)と妻(免税事業者)で半分ずつ共有している貸店舗のインボイスはどうすればいいのでしょうか？

請求書等を2人で区分して発行する必要があります。



課税事業者：インボイスを発行しなければならない
免税事業者：インボイスを発行してはいけない



持分状況

課税事業者：2分の1
 免税事業者：2分の1
 家賃月額：22万円

課税事業者としてのインボイス
 家賃 11万円
 10%対象 10万円(消費税1万円)

免税事業者としての請求書等
 家賃 11万円

・別の対応策

免税事業者が課税事業者に自身の所有する2分の1を貸付し、課税事業者は自身の持分と共有者である免税事業者から借りた持分併せて100%持分をテナントに貸付すれば、課税事業者がインボイスを発行するだけで良い。

課税事業者と免税事業者が共有で所有する物件を貸付けた際に借手からインボイスを要求されたときは、原則として家賃を課税事業者分と免税事業者分に合理的に区分した後に課税事業者分だけを発行しなければなりません。免税事業者持分と区分せずに発行してしまうとインボイスと認められなかったり免税事業者によるインボイスの不法な発行とみなされる恐れがあります。

税理士紹介ページ

弊所に所属する
 税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所（新宿三井ビル33階）

横浜相談所（横浜スカイビル20階）

東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内）

TEL：03-3344-3301

Mail：ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間09:30～17:30